

<Q&A>

Q1. 共同研究契約書雛形はどのような位置づけなのでしょう。

A. 雛形は東京大学の基本的な考えを記したものであり、修正なくご同意いただけるのであれば、もっとも良いと考えます。

しかし、雛形そのままでの締結を強制するものではなく、また修正を全く受け入れないという絶対的な位置づけのものではありません。修正のご希望があれば、まずその内容についてお聞きし、合理的な内容であれば適宜修正に応じます。雛形からの修正のご希望がありましたら、必要に応じて、担当部局に協議の申し入れをしていただきますようお願い致します。

Q2. 研究の内容によっては、適用しない条項があると考えますが、その場合、適用しない条項は削除する必要があるのでしょうか。

A. 適用しない条項があっても、削除する必要はないと考えております。雛形は、なるべく多くのケースに対応できるよう、適用される場合の少ない条項(例えば、商標権や種苗法)についても記載しております。これらについて契約の都度、削除を申し入れてくるケースが見受けられますが、該当しなければ単に適用されないだけですので、極力修正は避けていただくようお願い致します。

Q3. 雛形は毎年改定されるのでしょうか。

A. 契約や研究の継続性を考慮すると、雛形を改定しないことが、基本的に望ましいと考えます。

しかし、現実的には、産業界からの多様な要望や法改正への対応等もあり、今後も必要に応じて改定を行っていく予定でおります。改定の有無に関わらず、毎年2月頃に本学産学連携本部HP http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/jp/rules_and_forms/index.html に次年度の雛形を掲載致しますので、ご覧ください。

Q4. 共同研究を行う上で大学が最も重要と考える点は何でしょうか。

A. 共同研究は、大学の知的財産を社会に還元する手段の一つであると同時に、大学における研究活動を促進する手段であると考えています。

したがって、まず、共同研究契約の締結により、本学での自由な研究活動が阻害されるようなことがあってはならないと考えております。

また、本学の社会的な使命から、大学の知的財産を社会に還元するに当たっても、社会への説明責任を果たせることが必要であると考えます。

以上の2点が共同研究を行う上で大学にとって重要な点であり、これらを踏まえた上で、大学と企業との双方が Win-Win の関係を構築していくことが最も重要であると考えます。

Q5. 東京大学は、共有特許等の費用負担について、持分割合に応じた負担という考え方に立たないのは何故ですか。

A. 通常、企業の場合、特許は第一義的には自社の事業を守る手段として位置づけられるものであるのに対し、大学の場合は自ら事業を行うことはないため、特許マネジメントは専ら産業界に研究

成果の利用を促すための手段として位置づけられます。特許を出願せずに論文で公開する方が、成果が迅速かつ広範に普及する場合がありますので、大学にとっては、必ずしも特許出願が必須というものではありません。しかしながら、企業が研究成果を利用される際に、特許を取得することが適切と判断され、出願を希望される場合は、本学は研究成果の利用を促進する観点から、これに基本的に協力させていただくスタンスをとります。その様な事情から、共有特許の出願等費用につきましては、基本的に全て企業にご負担をお願いしております。

Q6. 複数の共同研究契約を複数の部局と締結する予定があり、統一的な内容で契約したいのですが、部局間での契約内容に差が出ないように調整することは可能でしょうか。

A. ご要望があれば、産学連携本部にご連絡ください。直接産学連携本部が契約交渉を行わせていただき、合意したものについてはそれぞれ担当する各部局へ、速やかに連絡できるように調整を図っていく予定です。昨年度においても、複数の企業については、このような取扱いを行いました。

今年度の契約交渉にあっては、昨年度の交渉経験を踏まえ、円滑に契約手続きが進み、研究活動に支障を来さないよう、体制整備を進めていきます。